

吉田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	人 28,964	千円 14,289,334	千円 942,727	千円 1,822,004	% 12.8	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 6年度	人 224	千円 766,298	千円 155,107	千円 311,800	千円 1,233,205

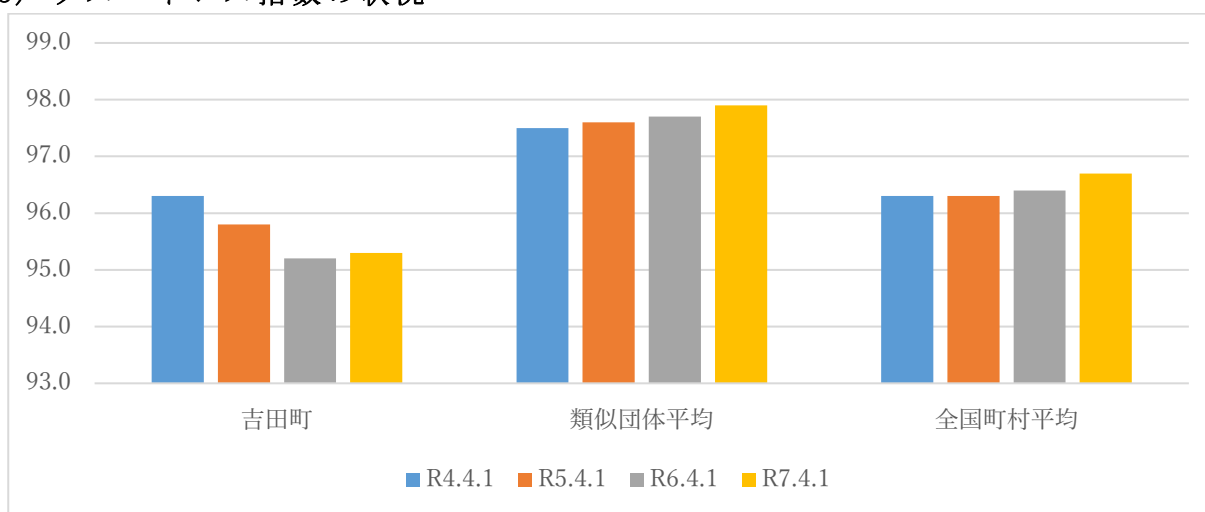
(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考) 平均一人当た り給与費
千円 5,505	千円 5,791

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
吉田町	96.3	95.8	95.2	95.3
類似団体平均	97.5	97.6	97.7	97.9
全国町村平均	96.3	96.3	96.4	96.7

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円 416,561	円 405,378	円 11,183 (2.76%)	% 3.0	% 3.0	% 3.0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準4%に対し、吉田町においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
吉田町の支給割合	0%	2%	4%

② その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
吉田町	40.0歳	314,883円	389,919円	347,460円
静岡県	42.6歳	341,003円	443,233円	380,965円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	40.8歳	318,509円	386,712円	352,532円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
吉田町	53.0歳	3人	265,700円	291,667円	280,600円	—	—歳	—円	
うち給食員	53.0歳	3人	265,700円	291,667円	280,600円	調理師	44.2歳	263,300円	1.11
静岡県	52.2歳	95人	295,809円	351,044円	317,656円	—	—歳	—円	
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—円	337,907円	—	—歳	—円	
類似団体	50.8歳	7人	277,896円	301,857円	291,148円	—	—歳	—円	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
吉田町	4,571,604 円	3,477,400 円	1.31
うち給食員	4,571,604 円	3,477,400 円	1.31

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		吉田町	静岡県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	228,826 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	197,281 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	205,000～236,400円	195,252 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

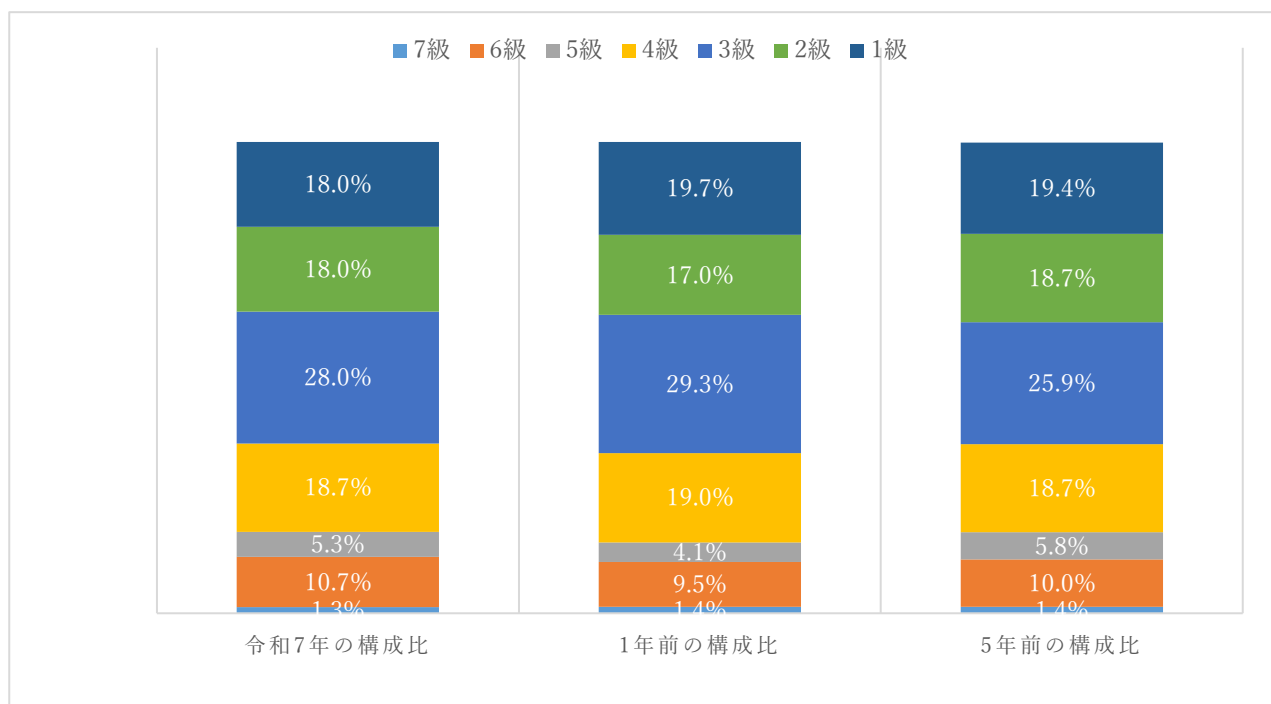
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,580 円	352,300 円	372,725 円	405,150 円
	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

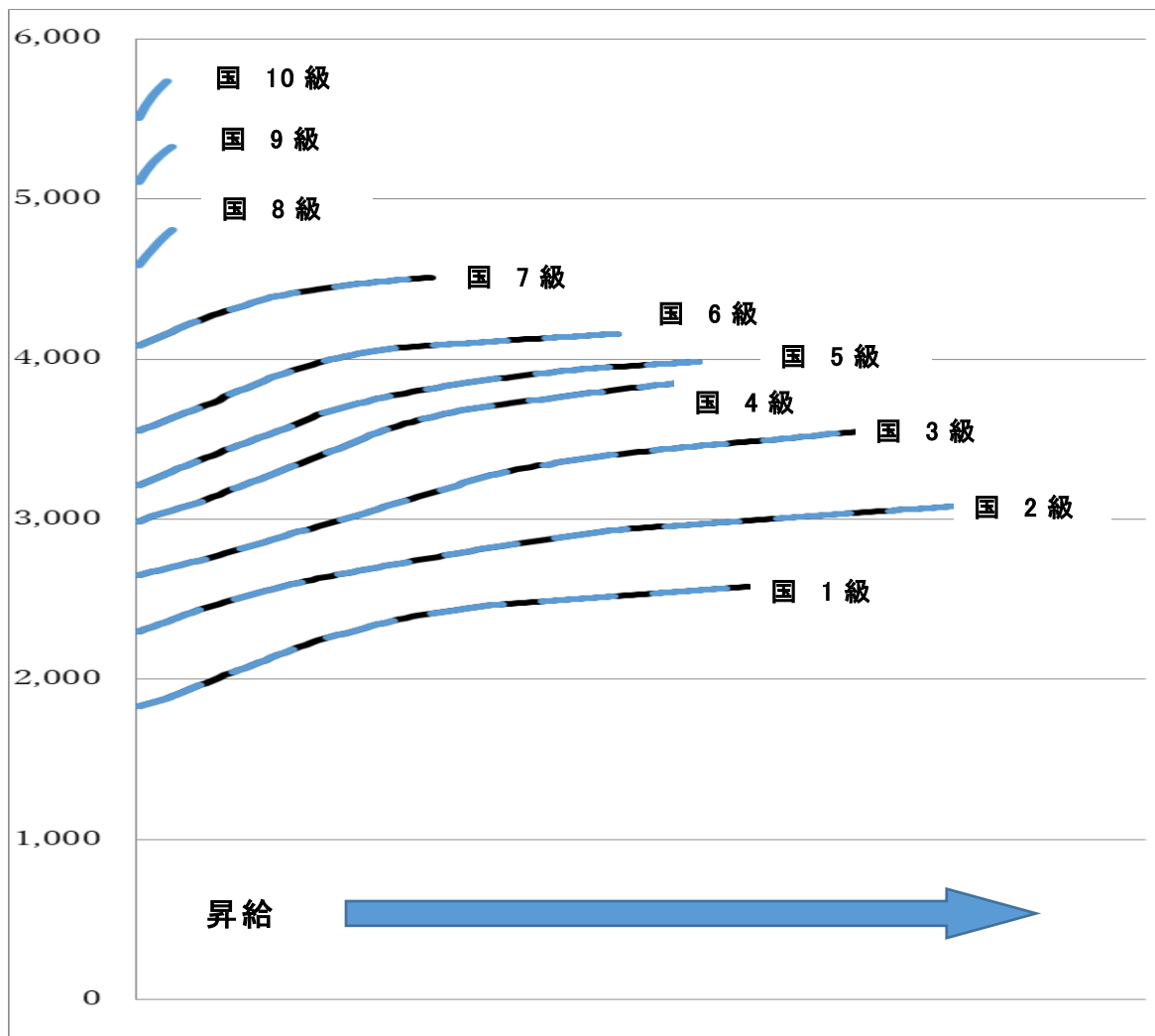
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事及び参事の職務	2人	1.3%	373,400円	450,900円
6級	課長及び局長の職務	16人	10.7%	335,000円	415,700円
5級	課長補佐、局長補佐、室長及び園長の職務	8人	5.3%	309,800円	398,200円
4級	統括及び園長補佐の職務	28人	18.7%	287,300円	386,100円
3級	主査及び主任保育士の職務	42人	28.0%	261,300円	354,700円
2級	主任及び保育士の職務	27人	18.0%	230,000円	308,500円
1級	主事、技師及び保育士の職務	27人	18.0%	183,500円	258,100円

- (注) 1 吉田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（吉田町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉田町	静岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,555 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,859 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (吉田町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

吉田町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			
1人当たり 平均支給額 13,948 千円 20,948 千円				—			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	2 %	221 人	2 %

※ 令和7年4月1日より実施。

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		859 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		17,172 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		22.3 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫作業手当	健康づくり課職員	伝染病の防疫作業業務	0 円	1件1人500円
犬猫等の死体処理作業手当	都市環境課職員	犬猫等の死体処理作業業務	26,100円	1件1人300円
行旅病死入取扱作業手当	福祉課職員	行旅病死入取扱業務	0円	病人 1件 500円 死亡人1件10,000円
保育業務手当	こども未来課職員	児童の保育業務	832,500円	月額1,500円
家畜伝染病防疫手当	産業課職員	家畜の予防注射業務	0円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	85,304 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	436 千円
支給実績（令和6年度決算）	80,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	414 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度 と異なる 内容	支 給 実 績 (令 和 6 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 6 年 度 決 算)
扶 養 手 当	配偶者 3,000円 子 11,500円 配偶者、子以外の扶養親族 1人 6,500円 満16歳に達する年度の初めから 満22歳までの子 1人につき5,000円加算	同	—	21,362千円	267,020 円
住 居 手 当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払 っている職員(最高28,000円) 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃27,000円超 (家賃-27,000円)×1/2(最高 額17,000円)+11,000円	同	—	10,642千円	253,381 円
通 勤 手 当	通勤のために交通機関や自動車 等を使用することを常例とする 職員 運賃等相当額(限度額55,000円) 自動車等利用者 (2 km以上を対象とし、距離に応じ 2,000円～38,700円)	同	—	7,820千円	50,446 円
管 理 職 手 当	理事、参事の職 77,400円 課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園 長の職 47,300円	同	—	24,047千円	728,673 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	790,000円 630,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 区 町 村 長		939,000円 / 430,000円 738,000円 / 570,900円
報 酬	議 長	320,000円	445,000円 / 271,000円
	副 議 長	260,000円	375,000円 / 217,000円
	議 員	240,000円	344,000円 / 202,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 4.60月分	
	副 市 区 町 村 長	4.60月分	
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	副 議 長	3.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職年数×5 給料月額×在職年数×3	1,580万円 退職した日から1か月以内 756万円 退職した日から1か月以内
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

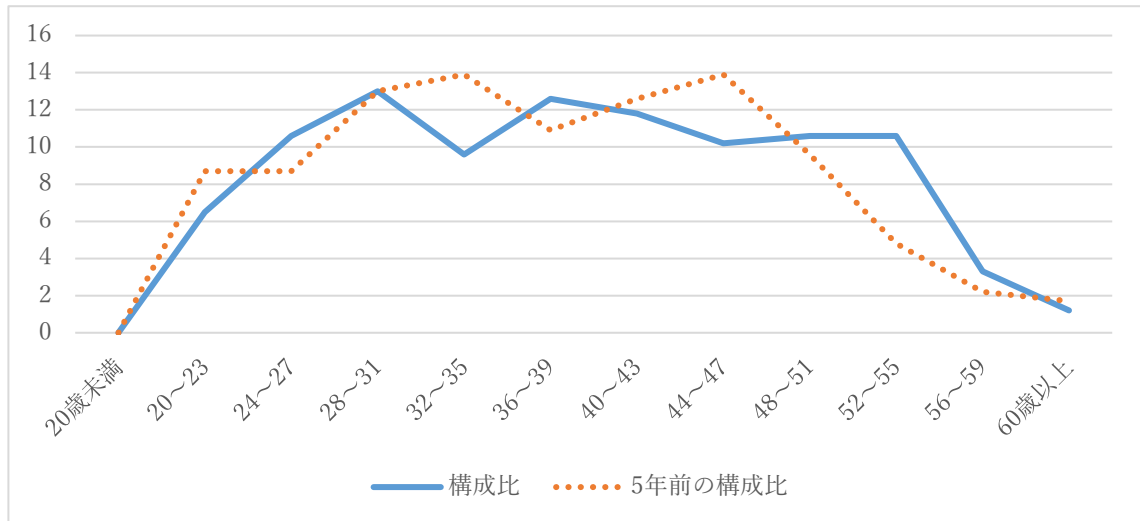
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	派遣職員及び休職中職員の配置による増員 業務量増による増員
		総 務	54	56	2	
		税 務	12	13	1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	8	8	0	
		商 工 土 木	3	2	△1	
民 生 衛 生	18	19	1	業務量増による増員		
		84	86	2	業務量増による増員	
		17	15	△2	配置換えによる減員	
	計	199	202	3	<参考> 人口1万当たり職員数 69.74人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.83人)	
	教 育 部 門	25	24	△1	配置換えによる減員	
	小 計	224	226	2	<参考> 人口1万当たり職員数 78.03人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 77.23人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	水 道	6	6	0	休職予定職員の補充による増員
		下 水 道	6	6	0	
		そ の 他	7	8	1	
	小 計	19	20	1		
合 計		243 [278]	246 [278]	3 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 84.93人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	26人	32人	24人	31人	29人	25人	26人	26人	8人	3人	246人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	182	184	195	197	199	202	20(11.0%)
教育	28	24	23	23	25	24	△4(△14.3%)
普通会計計	210	208	218	220	224	226	16(7.62%)
公営企業等会計計	20	20	23	20	19	20	0(0%)
総合計	230	228	241	240	243	246	16(6.96%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 6年度	千円 492,550	千円 89,311	千円 36,924	% 13.34	% 8.42

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 吉田町 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 6	千円 24,419	千円 2,240	千円 10,265	千円 36,924	千円 6,154	千円 5,505

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

③ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉田町	46.4歳	322,190円	471,940円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉田町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,553千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,555千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

吉田町				吉田町（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	勤続20年	19.6695	月分	24.586875
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	勤続25年	28.0395	月分	33.27075
勤続35年	39.7575	月分	47.709	勤続35年	39.7575	月分	47.709
最高限度	47.709	月分	47.709	最高限度	47.709	月分	47.709
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例処置				定年前早期退職特例処置			
（割増率 2～45%）				（割増率 2～45%）			

- 1 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	2 %	6 人	2 %

※ 令和7年4月1日より実施。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		666.7円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		50%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
有害薬品取扱手当	上下水道課職員	塩素注入作業業務	2千円	1回 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,014千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	127千円
支給実績（令和6年度決算）	661千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	110千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 配偶者、子以外の扶養親族1人 6,500円 満16歳に達する年度の初めから満22歳までの子1人につき5,000円加算	同	—	738千円	147,600円
住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員（最高28,000円） 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃27,000円超 （家賃-27,000円）×1/2（最高額17,000円）+11,000円	同	—	千円 0	円 0
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～38,700円）	同	—	120千円	24,000円
管理職手当	理事、参事の職 77,400円 課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園長の職 47,300円	同	—	872千円	872千円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	664,735	630	17,428	2.62	2.17

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 16,707千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 吉田町 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 6	千円 21,709	千円 3,385	千円 9,041	千円 5,505	千円 5,689	千円 5,505

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
吉田町	39 歳	312,917 円	404,097円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

吉 田 町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,507 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,555 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.40)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）なし

吉田町	吉田町（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (割増率 2～45%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例処置 (割増率 2～45%)

ウ 地域手当（令和年4月1日現在）なし

支 給 実 績（令和6年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	2 %	6人	2 %

※ 令和7年4月1日より実施。

エ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,723 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	564 千円
支給実績（6年度決算）	1,829 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	305 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 配偶者、子以外の扶養親族1人 6,500円 満16歳に達する年度の初めから満22歳までの子1人につき5,000円加算	同	—	821 千円	136,800 円
住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員（最高28,000円） 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃27,000円超 （家賃-27,000円）×1/2 （最高額17,000円）+11,000円	同	—	600 千円	100,000 円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者 （2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～38,700円）	同	—	135.6 千円	22,600 円